

玄海3号機特重施設の訓練実施時期について

1. はじめに

現在、玄海原子力発電所3号機において特重施設設置工事を実施中である。特重施設の設置・検査が完了すれば特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する保安規定が適用になるが、それまでに特重施設を用いた以下の教育訓練（あらかじめ必要な教育訓練）を実施する必要がある。

今回、玄海3号機の特重施設に係る教育訓練実施時期の考え方等について整理したことから、教育訓練実施時期の妥当性について説明する。

（あらかじめ必要な教育訓練）

- ・ 緊急処置訓練（特重施設の操作に係る教育訓練含む）
- ・ 中制室主体の操作に係る成立性確認訓練
- ・ 成立性確認机上訓練
- ・ APC等時の成立性の確認訓練
- ・ 現場シーケンス訓練
- ・ 技術的能力の確認訓練（大規模損壊）

2. 教育訓練実施時期の考え方

あらかじめ必要な教育訓練については、必要な手順等が準備出来次第開始し、 や現場の機器操作を想定する教育訓練は、機器の設置完了後に実施する。

あらかじめ必要な教育訓練は、最終使用前検査の前までに完了させる。

3. 教育訓練実施時期における機器の設置・検査状況

や現場の機器操作を想定する教育訓練で使用する機器については、全て設置が完了する予定である。

また、特重施設に係る使用前検査（1号検査）又は使用前事業者検査（表1検査）は全て終了しており、終了していない検査としては以下のものが予定されている。

4. 教育訓練実施時期の妥当性

事故時に□で操作する設備については、訓練システム (TOTAS) により模擬操作が可能であり、また、事故時に現場で操作する設備については、現場まで移動し実機操作を行うが、実機操作により原子炉施設の系統や設備に悪影響を与える恐れがあることから、教育訓練時は現場にて模擬操作を行うこととしているため、訓練の成立性及び有効性に問題はなく、訓練の実施時期は妥当である。

以 上